

## 長崎県知事管理漁獲可能量

### 7 漁振第126号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和7年長崎県告示第214号の2）の一部を次のように変更し、令和7年6月2日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

また、長崎県資源管理方針別紙1-1第5及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について（長崎県くろまぐろTAC計画）（令和7年3月28日策定）第3の2に定める海区別かつ採捕の種類別の割当量は別紙のとおり。

令和7年6月2日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和7年4月1日から令和8年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【くろまぐろ（小型魚）】 954.000 トン

【くろまぐろ（大型魚）】 363.300 トン

#### 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和7年4月1日から令和8年3月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【くろまぐろ（小型魚）】

長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 81.643 トン

長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 857.885 トン

【くろまぐろ（大型魚）】

長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 88.393 トン

長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 237.161 トン

(別紙)

① 小型魚

(単位:トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	<u>6.697</u>	<u>0.333</u>	<u>7.030</u>
県北	<u>42.647</u>	<u>23.679</u>	<u>66.326</u>
五島	<u>151.536</u>	<u>29.423</u>	<u>180.959</u>
壱岐	<u>190.362</u>	<u>9.832</u>	<u>200.194</u>
対馬	<u>466.643</u>	<u>18.376</u>	<u>485.019</u>
小計	<u>857.885</u>	<u>81.643</u>	<u>939.528</u>

② 大型魚

(単位:トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	1.396	2.131	3.527
県北	<u>2.121</u>	<u>18.037</u>	<u>20.158</u>
五島	<u>6.016</u>	<u>28.265</u>	<u>34.281</u>
壱岐	<u>220.083</u>	<u>22.630</u>	<u>242.713</u>
対馬	7.545	17.330	24.875
小計	<u>237.161</u>	<u>88.393</u>	<u>325.554</u>